

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 25 日（金）第3198号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (財政課取扱い) 1

規 則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第15号

鹿児島県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県手数料徴収条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条」の次に「又は別表第1総務部の表備考3若しくは別表第1各部局共通の表備考3」を加え、同項の表中11の項を12の項とし、1の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 条例別表第1総務部の表4の項及び別表第1各部局共通の表1の項に掲げる手数料	経済的困難を理由に手数料の減額又は免除を受けようとする場合であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とするものにあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とするものにあつては当該事実を証明する書面を提出した場合	交付の求め1件につき2,000円を限度として減額又は免除
---	---	------------------------------

第2条第3項中「知事」の次に「又は鹿児島県行政不服審査会若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項に規定する審理員，同法第9条第1項本文に規定する審査庁若しくは同法第63条第1項に規定する再審査庁（第1項の表1の項に掲げる手数料の減額又は免除を受けようとする場合に限る。）」を加える。

別記様式中「鹿児島県知事 殿」を「 殿」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。